

第26号議案

京都地方税機構議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の制定の専決処分について承認を求める件

京都地方税機構の設立（平成21年8月5日付け総行市第154号総務大臣許可）に伴い、京都地方税機構議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例を制定する必要を生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、平成21年8月19日別記のとおり京都地方税機構議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の制定を専決処分し、同日付けで公布したので、同条第3項の規定により承認を求める。

平成21年12月13日提出

京都地方税機構
広域連合長 山田 啓二

別 記

京都地方税機構条例第12号

京都地方税機構議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号。以下「法」という。）第69条及び第70条第1項の規定により、京都地方税機構議会議員その他非常勤の広域連合長、副広域連合長及び職員（以下「議員等」という。）の公務上の災害（法第1条に規定する災害をいう。以下同じ。）又は通勤による災害に対する補償（以下「補償」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（補償）

第2条 議員等の補償については、京都府議会議員及び非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和52年京都府条例第29号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。